15　非課税適用申告書又は法第五条の二第十二項の規定による同項第一号若しくは第三号に定める申告書（以下この項、次項及び第十八項において「異動申告書」という。）を提出する者は、法人番号を有する場合には、その提出の際、当該非課税適用申告書又は当該異動申告書を提出する特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条の規定による通知に係る書面その他の財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告書又は当該異動申告書に記載されている財務省令で定める事項を当該書類により確認しなければならないものとする。

第三条の二第十二項中「及び本店」を「、本店」に、「所在地」を「所在地及び法人番号」に改め、同条第十九項中「第十七項まで及び第二十項から第二十四項まで」を「第十八項まで及び第二十一項から第二十五項まで」に改め、同項の表第二項の項を次のように改める。

第二項	及び法第五条の二第一項	及び法第五条の三第一項
第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十一項	第五条の二第十一項	
次条第十九項において準用する第十五項	第十五項	
「特定振替社債等	「振替国債等	
法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十四項	同条第十四項	

第三条の二第十九項の表第十五項の項を次のように改める。

第十六項	特定振替社債等	振替国債等
第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十一項（	第五条の二第十一項（	
法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十一項に	同条第十一項に	
次条第十九項において準用する前項	前項	

第三条の二第十九項の表第二十三項の項、第二十三項の表第二項の項及び第二十三項の表第二項第一号の項の項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同表第二十三項の表第十五項の項の項中「第二十三項の表第十五項」を「第二十四項の表第十六項」に、「同条第十一項」を「第五条の二第十一項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同条第十一項」に、「同条第十七項」を「第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十一項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同条第十七項」に改め、同表第二十三項の表第十七項の項中「第二十三項の表第十七項」を「第二十四項の表第十八項」に改める。

第三条の二の二第十一項中「同じ。）を」を「同じ。）（法人番号を有する者にあつては、その者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十八条の規定による通知に係る書面その他の財務省令で定める書類。以下この項及び次項において「非居住者等確認書類」という。）を」に、「を当該書類」を「（法人番号を有する者にあつては、名称、国外にある住所等その他財務省令で定める事項）を当該非居住者等確認書類」に改め、同条第十二項中「を前項に規定する書類」を「（法人番号を有する者にあつては、名称、国外にある住所等及び前項に規定する財務省令で定める事項）を非居住者等確認書類」に改め、同条第三十項後段を次のように改める。

この場合において、第十一項中「その者が非居住者又は外国法人に該当することを証する書類（その者の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この項、次項及び第十七項において「住所等」という。）の記載がされているものに限る。同項において同じ。）（法人番号を有する者にあつては、その者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十八条の規定による通知に係る書面その他の財務省令で定める書類。以下この項及び次項において「非居住者等確認書類」という。）とあるのは「名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を当該書類」と、第十二項中「氏名又は名称及び国外にある住所等（法人番号を有する者にあつては、名称、国外にある住所等及び前項に規定する財務省令で定める事項）を非居住者等確認書類」とあるのは「名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を前項に規定する書類」と、第十七項中「氏名又は名称及び国外にある住所等」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所の所在地」と、「書類」とあるのは「書類（その者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載がされているものに限る。）」と、第二十一項中「非居住者又は外国法人」とあるのは「非居住者若しくは外国法人又は法第六条第九項に規定する国内金融機関等」と読み替えるものとする。

第五条の二第二項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」に改める。

第十九条の三第二十二項中「場所」を「住所」に改める。

第二十五条第十八項第一号及び第二十項第一号、第二十五条の四第八項第一号並びに第二十五条の六第五項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第二十五条の十の三第一項中「及び住所」を「、住所」に、「第三項」を「以下この項、第三項」に、「同じ。）」を「同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。第三項及び次条第二項において同じ。）」に改め、同条第二項中「住民票の記載事項証明書、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証、在留カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード」に改め、同条第三項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第二十五条の十の四第一項中「若しくは住所の変更をした場合」を「、住所若しくは個人番号の変更をした場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号が初めて通知された場合」に、「又は住所の変更」を「、住所若しくは個人番号の変更又は個人番号の通知」に改め、同項第一号中「変更後の氏名又は住所」を「変更又は通知がされた氏名、住所又は個人番号」に、「又は住所と」を「、住所又は個人番号と」に改め、同条第二項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。